

身体障害者手帳をお持ちの方へ

補装具の購入・修理費用の支給が受けられます！

身体障害者手帳をお持ちの場合、障害の種別により、補装具の購入や修理をする費用を支給する制度があります。

【対象者】

- ・身体障害者手帳をお持ちの方、難病の方等



【主な対象品目と障害種別】

障害種別	給付を受けられる補装具の種別
肢体不自由	義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障害	補聴器（高度難聴用、重度難聴用、耳あな型、骨導式）

【個数】

原則として1品目につき1つです。やむを得ない事情があると認められる場合には2つ支給できます。ただし、リハビリのため、スポーツ用など用途が限られるものの支給はできません。

【補装具費の支給対象外となる方】

- ・介護保険等ほかの制度で給付を受けられる場合
- ・治療用装具等一時的に使う装具を作成する場合（医療保険の対象となるため）
- ・利用者と同じ世帯（障害者本人及び配偶者）に市町村民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合
- ・上記の他、判定の結果必要と認められない場合

【自己負担額】

所得区分	1月の自己負担上限額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
一般世帯（上記以外）	37,200円

※自己負担額は、補装具購入・修理基準額の1割です。ただし、1月の支払額が37,200円を超えた場合は、超えた分を市が負担します。

【申請するには】

社会福祉課障害福祉係の窓口で申請となります。

(持ち物) ○印鑑(朱肉を使って押印するもの。スタンプ印不可)

○障害者手帳

○医師意見書(指定様式) ※直接判定の方は不要

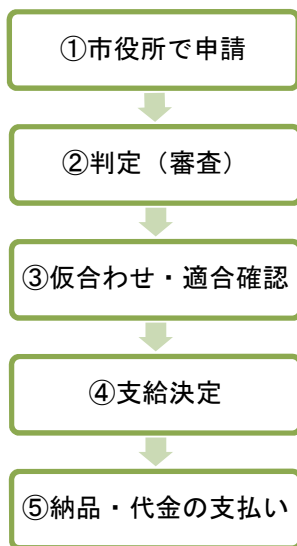
※転入等により多賀城市で所得状況を確認できない場合は、前住所地の課税証明または所得証明が必要です。

※申請書・医師意見書(指定様式)は市役所の窓口にご用意しています。



また、県の判定を要しない補装具の申請には、医師の意見書が必要となります。申請前に担当まで、お問い合わせください。

【申請から補装具の納品までの流れ】



②判定(審査)について

県リハビリテーション支援センターの医学的判定になります。

判定は原則として、名取市にある宮城県リハビリテーション支援センターに行って受けていただきます。

移動が困難な場合等、来所するのが難しい場合はご相談ください。

申請時に判定日予約が必要となります。

※修理の申請の場合は、②判定(審査)が不要となる場合があります。

- ・児童の場合は、医師意見書を提出して市の審査となります。
- ・眼鏡、盲人安全つえ等の場合は、県の判定が省略となります。(支給決定後に適合確認となります。)
- ・申請から納品までの期間は、補装具の品目により異なります。

その他、詳しくは下記担当までお問合せください。



お問合せ先

多賀城市保健福祉部社会福祉課障害福祉係

〒985-8631

多賀城市中央2丁目1-1

電話：022-368-1141 (内線 167・168)

FAX：022-368-1747